

写

【資料5】

4木教学 第2219号
令和4年11月10日

木津川市教育振興基本計画策定委員会
委員長 様

木津川市教育委員会
教育長 森 永 重 治

第2次木津川市教育振興基本計画について（諮問）

今後10年間を見通した本市ならではの教育を推進していくため、木津川市教育振興基本計画策定委員会条例第2条に基づき、第2次教育振興基本計画の策定について諮問します。

記

諮問理由

本市では、平成26（2014）年3月「木津川市教育振興基本計画」を策定し、平成26（2014）年度から令和5（2023）年度までの10年間の目指すべき教育の在り方を示し、教育の振興に努めています。

この計画の策定後、令和2（2020）年には、新型コロナウイルス感染症パンデミックが発生し、学校現場では感染症対策を講じながら学習機会の保障や心のケアなどに努めているところです。また一方、情報化の急激な進展に伴い、GIGA スクール構想に基づき一人一台の端末器や通信ネットワーク環境が整備され、学習方法が大きく変容していくという教育環境の大きな2つの変化がありました。

このように、現在の子どもたちを待ち受ける世界は、大規模な自然災害や世界規模での感染症など先行きの不透明な側面と人工知能（AI）や高度デジタルの適正活用により、豊かで幸福な生活が期待できる側面を併せ持っています。

また、子どもたちの世界では、いじめ、不登校、ゲーム依存、コミュニケーション不足の問題など、人と人との相互理解や協働の精神の希薄化が危惧されるところです。

令和3（2021）年の中央教育審議会 答申「令和の日本型教育」には、“誰一人取り残さない”ことを大きな理念として、“個別最適な学び”“協働的な学び”の実現を掲げています。

本市の教育を推進するにあたっては、この趣旨を十分踏まえ、本市の子どもたちが大きく変化する社会に適切に対応し、多様な人たちと共に幸せに生きていく力を培うことが大切であると考えています。

そのため、今後の10年間を見据え、安全・安心な教育環境の下、学校・園が保護者や地域社会の人たちと協働しながら、本市のすべての子どもたちが学びの主体者として、一人ひとりの能力・個性・適性を十分に発揮し、共に学び・喜び・成長していける教育の振興策について諮問するものです。